

機密性2 完全性1 可用性1

達示 第3号

平成21年3月24日

宮城刑務所長 小林信紀

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）・刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）に基づき、別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成16年7月23日付け達示第9号「死刑確定者処遇内規」の制定については、廃止する。

別紙

死刑確定者処遇規程

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）について、収容の確保と心情の安定を図り、その状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

(処遇の態様)

第2条 確定者の処遇は、居室外において行うことが適當と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

2 確定者の居室は、単独室とし、転室は、必要に応じ適宜実施するものとする。

(動作時限)

第3条 確定者の動作時限は、未決被収容者の動作時限に準ずるものとする。

(動静観察等)

第4条 確定者の収容の確保を期するため、特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 動静観察並びに身体、着衣、所持品及び居室の検査は、頻繁かつ綿密に行い、逃走、自殺等の事故防止に努めること。

(2) 居室の開扉及び居室外への連行は、逃走、自殺、暴行等の事故防止に必要な職員を付すること。

(余暇活動の援助)

第5条 確定者には、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがない限り、自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動その他の余暇時間帯等（食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯をいう。）における活動について、援助を与えるものとする。

2 確定者の精神的苦痛を除去し、内面生活を充実させるため、希望者に対して必要に応じて、次のものを室内において所持または使用することを認めることができる。

(1) 生花・花びん

自弁購入品に限り認め、その都度個別に審査する。

(2) 書道、仏画、墨画及び風景画等の用具

色鉛筆、筆記用紙については、所持及び使用を認めるが、書道用具、絵の具その他の規程上自弁品目に含まれない用具については、その都度心情安定の観点等から個別に審査し、許否を決定する。

(3) 娯楽等の用具

ア 将棋の駒、将棋盤（板目紙）、駒の収納容器を貸与することができる。

イ 墓石、墓盤（板目紙）、石の収納容器を貸与することができる。

3 余暇活動の援助を行うに際し、貸与物品がある場合には、6か月ごとに更新の手続を行わせ、更新時には、貸与物品をいったん処遇部門（第二担当）に返戻させ、検査等必要な措置を行うものとする。

4 心情の安定に資するため、希望者には、居室内において映画等のビデオまたはテレビを視聴させることができる。ビデオまたはテレビの視聴内容、視聴回数については、処遇部門（第二担当）で計画する。

5 その他確定者の余暇活動等心情安定に資するために有益と認められるものがあるときは、仙台拘置支所幹部ミーティングにおいて審査の上、本所長決裁を受けるものとする。

(宗教教誨)

第6条 宗教教誨は、教誨室等指定した場所において、教誨師により個別に行う。

(礼拝用具等)

第7条 確定者には、宗教画、数珠、十字架、ロザリオ等信仰上必要と認められるものについて、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生じるおそれがない範囲で、所持又は使用を許可することができる。

(文書図面)

第8条 確定者が購入する書籍、新聞紙等の購入手続及び居室内における同時所持冊数については、未決被収容者に準ずるものとする。ただし、心情安定のため必要と認められる場合は、この限りでない。

(購入)

第9条 確定者の日用品及び飲食物の購入品目、購入回数及び購入手続については、未決被収容者に準ずるものとする。

(洗濯)

第10条 確定者の洗濯に関する取扱いは、未決被収容者に準ずるものとする。

(運動)

第11条 確定者の戸外運動は、単独で実施し、時間は30分間とする。ただし、雨天等で戸外運動が実施できない場合は、午前及び午後の各15分間、室内運動を実施するものとする。

2 前項の運動のほか、平日の午後3時50分から午後4時20分までの間を室内運動の時間とする。

3 入浴日については、戸外運動は15分間とし、入浴日に雨天等で戸外運動が実施できない場合には、前項に規定する午後3時50分から同4時20分までの室内運動を実施する。

(入浴)

第12条 確定者の入浴は、入浴場において単独で実施し、入浴回数及び入浴時間は未決被収容者に準ずる。ただし、ひげそりについては、室内において電気かみそりを使用させ、自弁できない者には貸与するものとする。

(理髪)

第13条 確定者の理髪に関する取扱いは、未決被収容者に準ずるものとする。

(外部交通の相手方の届出)

第14条 確定者の面会及び信書の発受の許否の判断を円滑に行うため、死刑判決が確定したとき及び必要と認めるときに、「面会及び信書の発受を希望する相手方等届出票」(平成19年6月4日付け達示第12号「被収容者の外部交通について」別紙様式1の2)により、面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、所定の事項を届け出るよう求めるものとする。

(面会の相手方)

第15条 確定者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、原則として、これを許すものとする。

(1) 本人の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

(3) 面会により本人の心情の安定に資すると認められる者

2 前項第2号に掲げる者とは、次の各号のいずれにも該当するものであることに留意しなければならない。

(1) 面会の目的が、「確定者の用務」の処理であること。

(2) 面会に係る「確定者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。

(3) 「確定者の用務」の処理のため、その者が面会することが必要であること。

3 前項第2号に掲げる者には、例えば、次に掲げるもの等が該当すると考えられることに留意しなければならない。

(1) 確定者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、婚姻、親権、子の養育、相続等の調整等のため相談することが必要な者

(2) 確定者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等

(3) 確定者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者に関しては、当該確定者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社の関係者

4 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、第1項第2号のいずれかに該当するものとして、原則としてこれを許すものとする。

5 第1項第3号に掲げる心情の安定に資すると認められる者とは、例えば、確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当すると考えられることに留意しなければならない。

6 確定者に対し、第1項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

7 前項の規定により面会を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会の目的、相手方の身上、確定者と相手方との関係、確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。ただし、当所の管理運営に支障を生ずることのないよう、前項の規定により面会を許可する相手方の人数は、確定者ごとに一定の範囲に制限するものとする。

(信書の発受)

第16条 確定者に対し、原則として、次に掲げる信書を発受することを許すものと

する。

- (1) 本人の親族との間で発受する信書
 - (2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書
 - (3) 発受により本人の心情の安定に資すると認められる信書
- 2 前項第2号又は第3号に掲げる信書に該当するか否かを判断する場合には、前条第2項から第5項に定める観点と同様の観点から考慮しなければならない。
- 3 確定者が第1項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により当所の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
- 4 前項の規定により信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、信書の発受の目的、相手方の身上、確定者と相手方との関係、確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決するものとする。ただし、当所の管理運営に支障を生ずることのないよう、前項の規定により面会又は信書の発受を許可する相手方の人数は、確定者ごとに一定の範囲に制限するものとする。

(面会の回数等)

第17条 原則として面会は1日1回とし、同時に面会できる人数は3人までとする。
ただし、心情安定のために必要と認められる場合は、この限りでない。

(面会の立会)

第18条 面会の立会は、原則として処遇部門（第二担当）職員が行うものとする。
(差入れ)

第19条 確定者に交付するため、当該確定者以外の者が当所に持参し、又は送付した現金及び物品の取扱いについては、別に定めるところによる。

(他の者への交付)

第20条 確定者が、保管私物又は領置されている金品について、他の者への交付（宅下げ）を申請した場合には、原則として、その者との外部交通が許可されているときに限り、これを許すものとする。

(その他)

第21条 この達示に定めのない事項で、関係法令や他の達示・指示等に特別の定めがない場合には、その性質に反しない限り、未決拘禁者と同様の取扱いとする。